

【高圧】

接 続 検 討 申 込 書

御中

電気事業法等の関係法令、政省令その他ガイドライン、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び関係する一般送配電事業者又は配電事業者の約款・要綱等を承認の上、以下のとおり接続検討を申し込みます。

【申込者】

住 所 〒	
(フリガナ) 事業者名	
代表者氏名	

(1) 発電設備等設置者名又は発電者の名称 (仮称可)	(フリガナ)
一般送配電事業者又は配電事業者の 同一法人又は親子法人等 該当有無	(選択して下さい)
(2) 発電所名 (仮称可)	(フリガナ)
(3) 発電設備等設置場所の住所	
(4) 連系先一般送配電事業者又は配電事業者	
(5) 既設アクセス設備 ^{※1} の有無	(選択して下さい) ※1：アクセス設備：発電設備等を送電系統に連系するための流通設備
(6) 発電設備等変更の有無	(選択して下さい) (変更「有」の場合の変更内容：)
(7) 契約種別 ^{※2} (予定)	(選択して下さい) ※2：入札の対象 (FIT/FIP) をご確認のうえ、選択して下さい。
(8) 負担可能上限額 ^{※3} (消費税等相当額含む)	円 ※3：接続検討の結果、ご提示いただいた負担可能上限額を超過する場合は、申込者の希望を満たしていないことから、「連系否 (連系不可)」として回答いたします。なお、この場合、検討料の返金はいたしません。
(9) 連系地点における最大の受電電力または 最小の受電電力が全量連系できない場合 の配電用変電所・配電塔 ^{※4} の増強 ^{※5} 希 望の有無 ^{※6}	(選択して下さい) ※4：配電塔は、変電所の新設や設備の増強が困難な場所で、電気を供給するために設置する小規模で簡易な変電設備で、変電所の代替手段として使用されます。 ※5：増強とは、配電用変電所・配電塔の新設ならびに変圧器の増設・容量変更（バンク逆潮流対策工事は除く）が対象です。なお、配電用変電所・配電塔の増強は、電源接続案件一括検討プロセス対象となる可能性があります。 配電用変電所・配電塔は、「早期連系追加対策（充電制限）」の適用対象外であるため、「早期連系追加対策（充電制限）」の適用希望有無にかかわらず、増強が必要となる場合があります。 ※6：配電用変電所・配電塔の増強を「希望しない」を選択した場合において、接続検討の結果、増強が必要と判断された場合は申込者の希望を満たしていないことから、「連系否 (連系不可)」として回答いたします。なお、この場合、検討料の返金はいたしません。 また、使用開始後3年以内の配電用変電所・配電塔の配電系統に連系すると判断された場合は、増強を「希望する・しない」にかかわらず、負担可能上限額により連系可否を判断いたします。
(10) 連絡先	【申込書に関する連絡先窓口】 住 所 〒 事業者名： 所 属： 担当者名： 電 話： e-mail： 【申込書（技術的事項）に関する連絡先窓口（上記と異なる場合のみ記載）】 住 所 〒 事業者名： 所 属： 担当者名： 電 話： e-mail： 【接続検討料請求書の送付先】 (選択して下さい) 【接続検討回答書の送付先】 (選択して下さい)
(11) 特記事項	

※電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者又は配電事業者は、本申込書の情報を系統アクセス業務の実施のために使用します。

※記載内容について、虚偽が判明した場合は、申込は無効となる場合があります。